

論點

日本尊厳死協会はそう考  
え、手続きの法制化を訴え  
てきた。そして今、超党派  
の国會議員が「終末期の医  
療における患者の意思の尊  
重に関する法律案」の提出  
準備を進めている。

すべての適切な医療を受  
けても回復の可能性がな  
く、死期が迫っている15歳  
以上の患者には、延命措置  
を望まないと意思表示する  
権利を認め、これに従つた  
医師の責任は問わない――  
という内容だ。

重篤で回復の見込みがない状態となつた人が、自ら延命中止（尊厳死）を望んだ時には認められるべきだろう。

尊嚴死

日本尊厳死協会はそう考  
え、手続きの法制化を訴え  
てきた。そして今、超党派  
の国会議員が「終末期の医  
療における患者の意思の尊  
重に関する法律案」の提出  
準備を進めている。

重篤で回復の見込みがない状態となつた人が、自ら延命中止（尊厳死）を望んだ時には認められるべきだろう。



日本尊嚴死協會理事長、慶應義塾大

岩尾 総一郎 氏

「宣言書」に法的効力を

今後さまざま議論があ  
ろうが、何よりも、この問題に関する、最近の海外の出来事を紹介したい。

英國で、まぶたの動きでしか意思疎通できない58歳の男性が、医師の手による「安楽死」を求めて裁判を起こしたが、今年8月、裁判所は訴えを却下した。関与した医師が嘱託殺人に問われかねないからだ。しかし、本人が服薬することを

死を認めない英國も、LWの効力は2005年にできた「意思能力法」で明確に位置づけられているからだ。

歐米でも、安楽死に対しでは温度差がある。

許可してきた。  
21世紀に入ると、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクが、医師が終末期の患者の求めに応じて、薬物注射などで安楽死に関与する行為を相次いで合法化した。米国でも2州で医師の薬物処方による安楽死を認める州法が成立している。

英独仏のように、無益な延命治療を患者が望まなければ、その意思を尊重すれば、従つた医師は責任を問われないことを法律で明確にしようということだ。この点は、欧米ではほとんど異論のない主張である。

日本尊厳死協会は、スイスやベネルクス3国のように、医師が関与する安楽死の合法化を求めているわけではない。

殺ほう助を禁止した。

フランスは、そのような日本でも最近、終末期の医師の関与を認めてはいない。しかし05年に、「死に向かう者の尊厳を尊重しない非理性的かつ執拗で無益な治療を拒否する」旨の法律を制定した。ドイツも、09年に「治療の限界を設定する患者の意思に関する世話法」によって治療中止に至る手続きを明確にする方で、今年6月、医師の自効力をもたせたい。

高齢者に胃ろうを付けて命することの是非が問われるようにになった。国会で正面から尊厳死法案を議論すべき時であろう。

日本尊厳死協会が提唱する「尊厳死の宣言書」というLWに署名している人はすでに12万5000人に上る。このLWに、早く法的